

学校支援 人材バンク

あなたを待っている人がいます...



学校支援人材バンクとは...

地域や民間企業等での優れた知識や技術を持つ幅広い方々に登録していただき、学校の授業や部活動等において子どもたちに指導していただけます。



求める人材は

スポーツ、文化・芸能、企業の営業や研究職、元教師、NGOリーダー、料理界など社会の様々な分野で活躍されている方々



大阪府教育委員会

あなたの優れた知識や技能を 学校教育に活かしてください！

求む人材！ 例えば……

- 授業関係 ——— 国際交流や海外勤務の経験者
コンピュータ技術者
- 部活動 ——— スポーツ選手や監督
音楽家、芸術家
- 体験学習 ——— 環境保全や福祉の関係者
伝統芸能の継承者

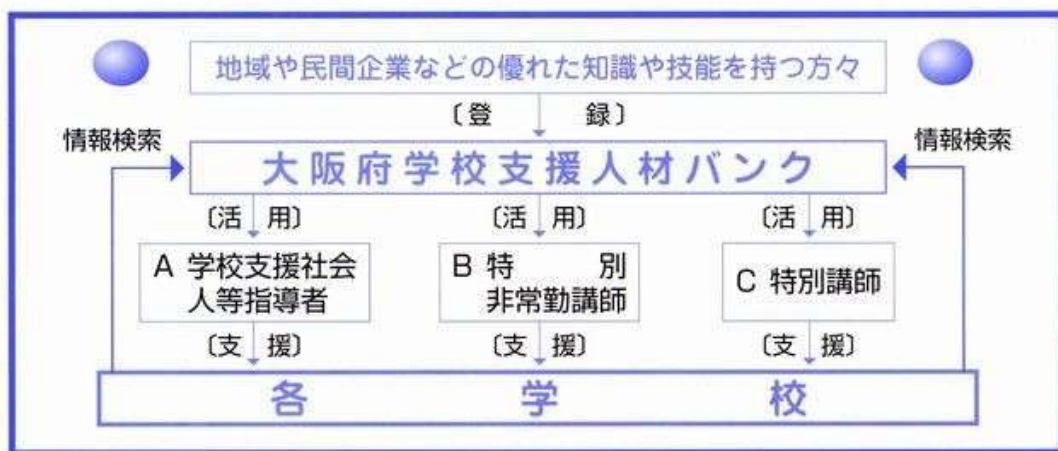
情報提供の方法は？

個人情報の保護に配慮しながら、人材バンクに登録された情報をコンピュータのオンラインネットワークを用い、学校の要請に応じていつでも提供するシステムです。

支援いただく場面は……

- A 学校支援社会人等指導者 ——— 小・中学校、高等学校、養護教育諸学校
 - ・期間は、随時または短期間です。
 - ・教育課程等に応じて、授業・部活動等を支援していただきます。
- B 特別非常勤講師 ——— 小・中学校、高等学校、養護教育諸学校
 - ・期間は、1年間または各学期です。
 - ・教科・科目の指導者として、授業を担当し、成績評価をしていただきます。
- C 特別講師 ——— 高等学校
 - ・期間は、随時です。
 - ・特別講義や特別レッスンをしていただきます。

※交通費相当の謝礼または報酬を支払います。



登録申請の方法は？

登録申請には公的団体やこれに準ずる団体の推薦が必要です。ただし、政治・宗教団体をのぞきます。

所定の申請書に記入の上、団体の推薦を受けて下記まで提出してください。

—お問い合わせ—
大阪府教育センター 専門教育室
TEL 06-6692-1882 (代表) 内線 236

登録にあたって……

- ①学校の教育課程等の関係がありますので、登録されたすべての方に支援をお願いするわけではありません。
- ②学校では、憲法を尊重・擁護し、校長の指示にしたがってください。
- ③学校では、政治教育その他政治的活動や、宗教教育その他宗教的活動はできません。公立学校の教育活動にふさわしくない行為をすることはできません。

<大阪府学校支援人材バンク登録申請書の記入要領>

・一般的留意事項

- (1) 申請書は表面・裏面がありますので、両面とも記入してください。
- (2) 太線の枠内はすべて記入してください。
- (3) □の欄は、該当箇所に「✓」を記入してください。
- (4) マス目の欄は、1マス1文字とし、字数制限を守ってください。既定の字数を超えると、超過分は登録できませんので、留意してください。

・大阪府学校支援人材バンク登録申請書

- (1) 新規・継続の別の欄
登録期間は概ね2年間です。登録期間を超えて登録を希望する場合は、「再登録」の欄に「✓」を記入し、再登録の申請をしてください。
- (2) 氏名の欄
「フリガナ」の欄及び「漢字」の欄ともに、姓と名の間は1マス空けてください。
- (3) 性別の欄
性別を記入してください。
- (4) 生まれ年の欄
〔記入例〕：昭和36年、1961年
- (5) 知識・技能の内容の欄
優れた知識・技能の内容を具体的に記入してください(40字)。
〔記入例〕：海外勤務経験(ロサンゼルス在住20年)
英語検定1級取得、教員免許取得
- (6) 活動実績・支援内容の欄
履歴や優れた知識・技能に基づく活動実績のPR、また、これらを活用して学校でどのような教育活動に従事したいかなどについて、具体的に記入してください(100字)。
〔記入例〕：コンピューターソフトウェア会社勤務・勤続15年。開発したソフトウェア多数。
コンピューター取扱能力を高校のインターネット・コンピューター関係の授業に活かしたい。特に、技術指導には自信あり。
支援を希望する教育活動の該当箇所に「✓」を記入してください(複数記入可)。
「特別活動等」：体験学習、放課後の活動、給食、運動会等の学校行事、道德等
- (7) 希望校種の欄
希望する校種の該当箇所に「✓」を記入してください(複数記入可)。
- (8) 活動時間等希望条件の欄
学校で教育活動に従事できる日、時間帯等について、具体的に記入してください(20字)。
〔記入例〕：毎週月・水・金、午後2時～午後5時
- (9) 地理的希望条件の欄
教育活動に従事できる学校の地域を具体的に記入してください(20字)。
〔記入例〕：泉北地域・JR阪和線沿線
- (10) 依頼時の連絡方法の欄
昼間に連絡可能な連絡先を記入してください。
〔記入例〕：06-6941-0351 内3412
- (11) 登録分野の欄
申請者の方で希望する登録分野があれば、記入してください。
特に希望がなければ、大阪府教育委員会の方で登録分野を決めさせていただきますので、ご了承ください。
- (12) 承諾・申請の欄
次の個人情報(①～⑪)が各府立学校、市町村教育委員会及び各市町村立学校に提供されます。
〔 ①氏名、性別、生まれ年 ②郵便番号、住所 ③知識・技能の内容
④活動実績、支援内容 ⑤希望校種 ⑥活動時間等希望条件 ⑦地理的希望条件
⑧依頼時の連絡方法 ⑨登録分野 ⑩主な履歴 ⑪活用実績 〕
承諾・申請の日付、住所、氏名の欄は、登録申請者が記名・押印してください。
- (13) 推薦団体の欄
推薦を受けた団体の所在地、名称を団体で記入してください。
推薦者の欄は、上記団体を代表する者またはそれに準ずる者が記名・押印してください。
※ 団体の推薦がないと登録できませんので、留意してください。

「大阪府学校支援人材バンク」設置要綱

(趣 旨)

第1条 優れた知識や技能を有する多様な人材を学校教育に活用することにより、児童・生徒に感動を与え、学習意欲や将来への夢を育む観点から、学校等に対し、対象となる人材に関する情報を提供するため、大阪府教育委員会（以下「府教育委員会」という。）に「大阪府学校支援人材バンク」（以下「人材バンク」という。）を設置する。

(対象となる人材)

第2条 人材バンクの対象となる人材は、優れた知識や技能を有し、かつ、公立学校の教育活動に携わるにふさわしい熱意及び識見を有する者で、公的団体その他の府教育委員会が適当と認める団体からの推薦を受けたものとする。

(登 録)

第3条 府教育委員会は、前条に規定する者からの申請に基づき、当該申請者の承諾を得たうえで、人材バンクへの登録を行うものとする。

2 人材バンクに登録された者（以下「登録者」という。）は、前項に規定する申請の内容（以下「申請内容」という。）に変更が生じた場合、または、人材バンクへの登録を希望しなくなった場合には、速やかに、府教育委員会に対して、その旨を届け出るものとする。

(登録期間)

第4条 登録期間は、登録した日から2年以上で3年を超えない期間内の3月31日までとする。

2 登録者が前項に規定する登録期間内に活用された実績がある場合、登録期間満了時に再登録されたものとみなす。

3 登録者が第1項に規定する登録期間を超えて登録を希望する場合、大阪府学校支援人材バンク登録申請書（様式第1号）により、登録期間満了時まで再登録することができる。

(登録者リストの作成等)

第5条 府教育委員会は、登録者の申請内容に基づき登録者リスト（以下「リスト」という。）を作成し、大阪府学校支援人材バンクシステムを通じ、あらかじめ承認を与えた学校等に対し、リストに記載された情報の提供を行う。

(登録者の活用方法等)

第6条 登録者を活用しようとする学校の校長は、当該登録者に対し、事前に活用内容等を説明のうえ、同意を得るものとする。

2 登録者は、校長の指示の下、当該学校の授業、部活動等において、教員と連携して教育活動に従事する。

3 校長は、登録者の活用後、当該活用実績について府教育委員会に報告するものとする。

(登録の抹消等)

第7条 府教育委員会は、登録者の申請内容に虚偽の記載があった場合、または、公立学校の教育活動に携わるにふさわしくないと認められる行為があった場合には、当該登録者の登録を取り消すことができる。

2 府教育委員会は、必要に応じて、リストの内容を訂正、削除することができる。

3 府教育委員会は、登録者が自己に係るリストの内容を開示請求しようとするときは、これに応じなければならない。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、人材バンクの実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年11月1日から施行する。

